

令和8年度
河北町フリースクール等利用料支援事業費補助金
交付申請の手引き

この手引きでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続き等をご案内しています。
内容をご確認されたうえで、各手続きを行っていただくようお願いいたします。

なお、申請に係る様式は、河北町教育委員会学校教育課窓口か、町ホームページから
ダウンロードにより取得できます。

1 事業の目的

- 本事業は、フリースクール等の民間支援施設（以下「フリースクール等」という。）に通所している不登校児童生徒のいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対して利用料[※]を補助することにより、不登校児童生徒の教育機会の確保や社会的自立の促進を図るものです。

2 補助の内容

- 本事業では、河北町立小中学校に在籍し、かつ、河北町内に住所を有している不登校児童生徒がいる世帯のうち、町税等の滞納がない世帯であって、河北町が定めた要件を満たすフリースクール等の利用期間において、下記(1)~(4)のいずれかに該当する世帯が補助対象となります。

《補助対象世帯》

- (1) 生活保護を受けている世帯
- (2) 就学援助を受けている世帯
- (3) 世帯全員の県民税所得割額及び町民税所得割額が非課税である世帯
- (4) 児童扶養手当を受給している世帯

- 本補助金における「フリースクール等」とは、「不登校児童生徒の支援を主たる目的に運営していること」や「山形県内で学習支援や居場所の提供又は相談・支援を実施していること」など様々な要件があります。利用中または利用予定のフリースクール等が該当するかどうかは、「7問い合わせ先」までご相談ください。
- 補助対象世帯がフリースクール等に対して支払った利用料[※]の**2分の1の額**（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を補助します。ただし、児童生徒1人につき、**1か月につき15,000円を上限**とします。

※「利用料」とは、保護者の方が毎月の利用料としてフリースクール等に支払う料金であり、入学料、教材費及び施設整備費等を除きます。

例1：1カ月の利用料として35,000円支払った場合

$$35,000 \text{ 円} \div 2 = 17,500 \text{ 円} > 15,000 \text{ 円}$$

⇒当該月は15,000円（上限額）を補助します。

例2：1カ月の利用料として24,300円支払った場合

$$24,300 \text{ 円} \div 2 = 12,150 \text{ 円} < 15,000 \text{ 円}$$

⇒当該月は12,100円（100円未満切り捨て）を補助します。

- 令和8年度の本補助金は、フリースクール等の利用日が令和8年4月1日から令和9年3月31日の利用料を補助対象とします。

※ 3月の利用分として、3月19日以降にフリースクール等に支払いを行った利用料は補助対象になりません。（3月分の利用料は3月18日までにお支払いしていただく必要があります。）

3 補助金支払いまでの流れ

補助金の申請は、原則、児童生徒の保護者の方が行います。

① 受給資格の認定申請 <保護者の方→河北町>

- 受給資格を認定をするための申請です。

※申請のあった月分からの利用料が補助対象となりますので、御留意ください。

10月に受給資格認定申請をした場合、10月分の利用料から補助対象になります。9月以前にフリースクールを利用していても、当該利用料は対象になりません。

※就学援助を受けている世帯以外については、5月、6月の申請に限り、4月の利用分から補助対象とします。

※就学援助を受けている世帯は、7月までの申請について、4月の利用分から補助対象とします。決定通知書が発行されていないなど、7月末までの申請ができない場合は、事前に「7問い合わせ先」までお問い合わせください。

② 受給資格者の決定 <河北町→保護者の方>

- ①の申請内容を受け、河北町が補助金の「受給資格者」の決定を行い、通知します。この決定はあくまで受給資格者としての決定ですので、補助金の交付申請は別途、利用料を証明する書類を添付の上、行っていただく必要があります。

③ 補助金の交付申請及び請求 <保護者の方→河北町>

- 受給資格者は、四半期ごとの利用料について、補助金の交付申請兼請求を行います。各期の申請期限は次のとおりです。

(1) 4月1日から6月30日までの利用料	期限：7月末日
(2) 7月1日から9月30日までの利用料	期限：10月末日
(3) 10月1日から12月31日までの利用料	期限：翌年1月末日
(4) 1月1日から3月31日までの利用料	期限：3月18日

④ 補助金の交付決定、補助金の交付<河北町→保護者の方>

- ③の内容を審査の上、補助金額を決定し、河北町から保護者の方へ決定通知書を送付します。その後、指定の口座へ補助金を振り込みます。

4 必要書類一覧・送付先

① 受給資格の認定申請時

・受給資格の認定申請をする場合は、次の1～3の書類を提出してください。

	必要書類	備考
1	補助金受給資格認定申請書 (第1号様式)	〈記入者：申請者〉
2	利用証明書 (第2号様式)	〈記入者：フリースクール等〉 利用するフリースクール等に記入していただき、保護者が河北町に提出してください。
3	証明書類 ※最新のもの 右記のうち、該当するいずれかの書類を提出してください。	〈申請者〉 ○生活保護受給世帯：生活保護受給者証明書 ○令和8年1月1日時点で河北町内に住所を有していなかった世帯：世帯全員の課税証明書または非課税証明書

〈上記3の証明書類の更新について〉

証明書類の提出は最新のものとし、当該証明書類が更新された場合は、必ず下記②又は③により更新等の手続きを行ってください。

〈生活保護を受けている世帯の方へ〉

補助金受給資格認定申請書(様式第1号)を提出する際は、生活保護受給者証明書を必ず添付してください。

なお、受領する補助金を収入認定除外するためには、福祉事務所に「自立更生計画書」を提出後、「自立更生計画承認通知書」を発行してもらい、補助金交付申請兼請求書(様式第7号)に添付する必要があります。

【参考：更新時期等】

- 生活保護受給世帯：保護の廃止決定がなされた場合は、速やかに補助金受給資格廃止の手続きを行ってください。なお、月の途中で生活保護が停止又は廃止となった場合は、その月の末日まで当該要件に該当する世帯とみなします。
- 課税証明書：毎年7月頃に最新の証明書の入手することができます。

② 受給資格者が対象世帯でなくなった時

	必要書類	備考
1	補助金受給資格廃止届 (第5号様式)	〈記入者：申請者〉 ※受給資格者において、提出した証明書類が更新された結果、経済的な事情のある世帯としての要件を満たさなくなったときは、速やかに提出してください。

③ 受給資格者の証明書類が更新された時、申請内容の変更があった時

	必要書類	備考
1	補助金受給資格再認定申請書 (第6号様式)	〈記入者：申請者〉 経済的な事情のある世帯として提出した証明書類が更新されたとき、又は申請書の内容が変更となったときは、速やかに提出してください。
2	証明書類 提出した証明書類が更新されたときは、右記の書類のうち、該当するものの更新された書類を提出してください。	○利用証明書(様式第2号) ○生活保護受給世帯：生活保護受給者証明書 ○令和8年1月1日時点で河北町内に住所を有していなかった世帯：世帯全員の課税証明書または非課税証明書

④ 補助金の交付申請及び請求時 ※受給資格者として決定を受けた方のみ

	必要書類	備考
1	補助金交付申請書兼請求書 (第7号様式)	〈記入者：申請者〉 提出期限：2P 3 ③ 参照
2	申請前月末までの利用料の領収書のコピー	原本ではなくコピーを提出してください。 ※利用料を口座引き落とし等で支払いしていて、領収書がない場合は、利用料の請求書等及び支払った口座の名義・日時・金額が分かる書類を提出してください。
3	自立更生計画承認通知書	生活保護受給世帯のみ提出してください。

【申請方法・送付先】

- 申請は、窓口へ直接持参いただくか、郵送にてお願いします。
- 郵送の場合は、簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達証明が証明される方法をお勧めします。
住所：〒999-3511 西村山郡河北町谷地戊81番地
宛先：河北町教育委員会 学校教育課
直接持参の場合の受付時間：平日8:30～17:15

5 支払いに当たっての注意事項

- 補助金の受け取りは、口座振込でお支払いします。
- 振込先口座は、申請者名義の口座に限ります。
- ゆうちょ銀行の口座を振込先に指定する場合は、振込専用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
- 期限までに利用料の領収書が発行されない場合は、フリースクール等が発行した請求書（写）等を提出し、支払い後に、領収書（写）を提出してください。
- ※ 提出書類の内容について、（市町村）から当該フリースクールに照会することがあります。

6 その他の留意点

- 申請書添付書類の発行等にかかる手数料及び切手代等郵送に係る費用などは、申請者の負担になります。
- 補助金の交付決定等は書面にてお知らせします。申請書に記載いただいている住所に送付しますので、申請後に転居をする場合は、河北町まで連絡していただきますようお願いいたします。
- 申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加提出依頼のために担当者から連絡することがあります。（原則として、申請者の電話番号にご連絡します。）
- 提出いただいた書類は返却できません。コピー等を取ったうえで提出いただくことをお勧めします。

7 問い合わせ先

河北町教育委員会 学校教育課

住所：〒999-3511 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地

電話：0237-71-1136（直通）平日8:30～17:15

E-mail：kyoiku@town.yamagata-kahoku.lg.jp